

【概要版】

知立市マラソン

第②次

知立市スポーツ推進計画

だだれもが

いつでも、どこでも、いつまでも

すスポーツを楽しむ

きらめくまち 知立



2025年(令和7年)3月

知立市

計画策定の趣旨

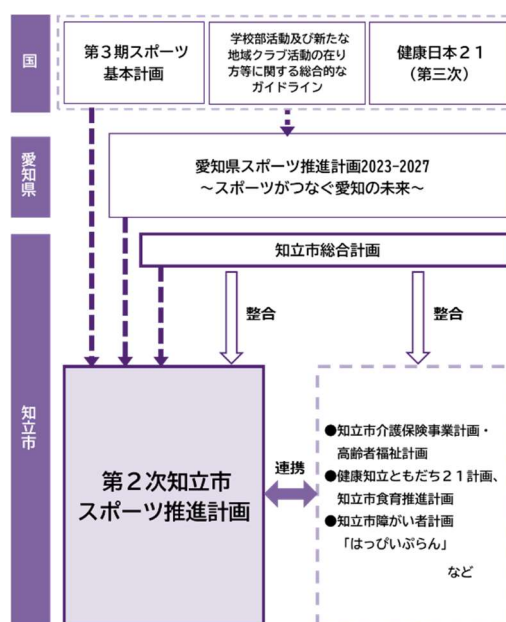
本市では、2015年(平成27年)3月に「知立市スポーツ推進計画」を策定し、「スポーツに「いつでも・どこでも・いつまでも」親しみ、いきいきと輝き続けるまち 知立」を基本理念に設定し、10年間にわたって様々なスポーツ施策を推進してきました。

これまでのスポーツ推進の取り組みを継続・充実させるとともに、既存のスポーツ施設の有効活用やスポーツ推進を担う人材や組織との連携・協働により、多くの市民がスポーツに親しみ、いきいきと輝く生活を送ることができるまちを築いていくことを目的として、「第2次知立市スポーツ推進計画」を策定します。

計画の位置づけ・期間

本計画は、国の「スポーツ基本法」ならびに「スポーツ基本計画」、県の「愛知県スポーツ推進計画(いきいきあいち スポーツプラン)」を参酌し、本市の実情に即したスポーツの推進に関する理念や方向性を明らかにするとともに、スポーツ推進の取り組みを総合的かつ体系的に推進していくための指針となるものです。

計画の期間は、2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10年間とします。また、計画の進捗状況や社会情勢の変化に対応するため、中間年である2029年度(令和11年度)に進捗状況の検証を行い、必要に応じて見直しを図ります。



スポーツの役割と定義

スポーツには、心身の健康増進や精神的充足感の獲得、コミュニケーション能力や地域の絆の強化など、様々な効果・役割が期待されています。本計画では、スポーツをより身近なものとして、日常的に、気軽に楽しんでもらえるよう、ルールに基づいて勝敗や記録を競うスポーツだけでなく、健康づくりのためのウォーキングや体操、介護予防のためのトレーニングなど、目的を持った身体活動の全てをスポーツと捉えています。





知立市のスポーツに関する現状と課題

【市民スポーツの活動について】

- 市民のスポーツ実施率は、11年前(平成26年)の44.4%から、49.5%に増加しています。
- ライフステージに応じたスポーツ活動の推進や、スポーツ環境の充実などに力を入れています。
- スポーツには、家庭や地域におけるつながりの創出も期待されていることから、チームスポーツや、子どもから高齢者、障がい者など、様々な市民の特性に応じたスポーツ活動に参加できるような機会の創出が求められます



■知立市民歩け歩け運動の様子

【団体や企業との連携について】

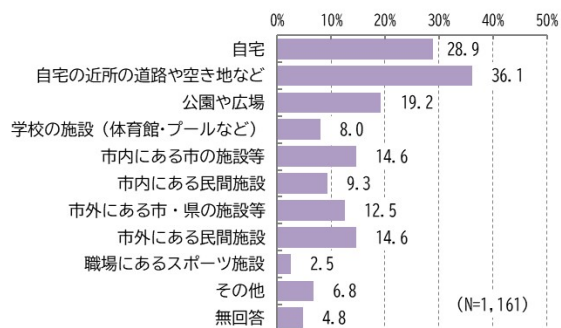
- スポーツ活動において多様な種目、機会を提供するためには、スポーツ指導者や様々な種目で活動している団体、プロスポーツチームや企業等との連携が重要です。
- できなかったことができるようになることや、スポーツの楽しさを教えてくれることなどが指導者に求められています。
- 子どもがスポーツに取り組みたくなるきっかけに観戦機会の創出や、周知が重要となります。



■ワイヴァンによる保育園でのサッカー教室

【スポーツ環境について】

- 施設の維持管理に努めるとともに、利用者のニーズを把握しながら、だれでも利用できるような利便性の向上を図ることが求められます。
- スポーツ環境の充実において、施設のハード的な整備だけでなく、使用料や予約方法の見直しなど、ソフト的な充実を進めることや、民間施設等との連携も重要です。

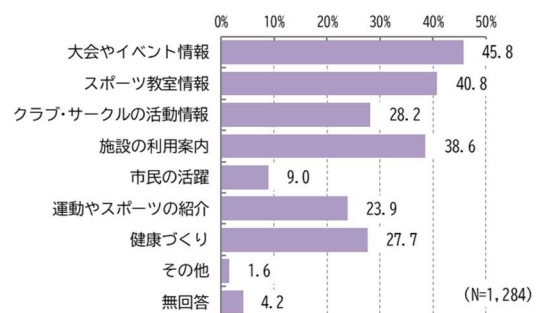


■運動やスポーツの実施場所

出典：スポーツに関する市民アンケート調査結果

【スポーツに関する情報について】

- 様々な市民の特性に応じて情報発信を行っていく必要があります。
- スポーツに関心がない人にもスポーツに触れる機会を増やしていくためには、幅広い人が触れやすい手法を検討、活用していくことが求められます。



■スポーツに関する情報として知りたい内容

出典：スポーツに関する市民アンケート調査結果

基本理念

性別や年齢、障がいの有無等に関わらず、だれもが、いつでも様々な場所で、生涯を通じてスポーツを楽しむことによって、心身の健康増進やコミュニティの形成が促進され、市民がつながり、きらめくまちを目指します。

だ だれもが
い いつでも、どこでも、いつまでも
す スポーツを楽しみ
き きらめくまち 知立

施策体系

基本理念

だ だれもが
い いつでも、どこでも、いつまでも
す スポーツを楽しみ
き きらめくまち 知立

基本方針

1. だれもが取り組める
スポーツ機会の創出

2. 指導者、団体、企業等との
協働の推進

3. スポーツ環境の充実

4. スポーツ情報の効果的な
発信





数値目標

計画の推進状況を把握するための指標として、スポーツ実施率の上昇を数値目標として設定します。

週に1回以上スポーツを実施している人の割合を、
計画期間である概ね10年間で、**60.0%以上**とします。
(現状値:49.5%)

基本施策

個別施策

(1) 子どものスポーツ活動の充実

- ① 幼児期からの運動習慣の確立
- ② 学校における運動・スポーツの推進支援
- ③ 地域における子どものスポーツ活動の支援
- ④ 部活動の地域移行支援

(2) 成人のスポーツ活動の充実

- ① スポーツ教室・大会の開催
- ② 地域スポーツ活動の促進

(3) 高齢者のスポーツ活動の充実

- ① 高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進
- ② 健康増進につながる運動の啓発・プログラムの提供

(4) 障がい者のスポーツ活動の充実

- ① 障がい者向けスポーツ大会の企画・開催
- ② 障がい者のスポーツ参加の促進

(5) 競技スポーツの推進

- ① 競技力向上の推進
- ② トップスポーツの観戦機会の提供

(1) スポーツ関係団体の活動支援

- ① スポーツ関係団体の活動支援
- ② スポーツ関係団体との連携強化

(2) 総合型地域スポーツクラブの支援

総合型地域スポーツクラブの活動支援

(3) スポーツ推進を支える人材の育成・支援

- ① スポーツ推進委員の活動支援
- ② スポーツ指導者の育成・支援

(4) 企業、スポーツチームとの連携

包括連携協定企業、近隣市企業等スポーツチームによる教室やイベント開催

(1) スポーツ施設の充実

- ① スポーツ施設及び設備の整備・充実
- ② スポーツ施設の利用促進

(2) 身近なスポーツ環境の充実

- ① 学校施設の地域開放
- ② ウォーキングコース・エリアの設定
- ③ 安心・安全に運動ができる環境の充実

(1) スポーツに関する情報・ニーズの把握

- ① スポーツに関する情報の収集・分析
- ② 市民のスポーツに関するニーズの把握

(2) 多様なスポーツ情報の発信

- ① スポーツに関する情報の発信
- ② スポーツ推進委員や関係団体等のPR

1.誰もが取り組めるスポーツ機会の創出 に関する施策

【子どものスポーツ活動の充実】

- 幼い頃から運動に親しみ、体を動かすことが楽しみになり、習慣となるきっかけづくりを行います。
- 子どもの興味・関心を引き出す授業づくりや体力の向上につながる取り組みを推進します。
- 少年野球やハンドボール、空手などのスポーツ少年団の活動の支援や、親子や家族でスポーツを体験する機会の増加を図ります。
- 中学校部活動の地域移行に伴い、各学校と連携を図りつつ、市内で活動している指導者や団体との協働により子どもたちがスポーツを行いやすい環境を整えます。

【成人のスポーツ活動の充実】

- 運動やスポーツを始めるきっかけとなるような初心者向けのスポーツ教室や、仕事や家事・育児に忙しい人も参加できるよう開催時間等に配慮したスポーツ教室など、スポーツ教室の充実を図ります。
- スポーツ教室・クラブ間の交流を促進し、地域におけるスポーツ活動の活性化や、仲間づくりにつなげていきます。

【高齢者のスポーツ活動の充実】

- 高齢者サロンでの軽スポーツ、身体を動かす趣味活動などを通じて、高齢者自身の健康増進・介護予防などに資する知識の普及・啓発を図ります。
- 加齢、病気、けがにより基本的な動作または歩行力などの運動器の機能が低下している人に対し、運動器の機能向上を図る教室を開催します。

【障がい者のスポーツ活動の推進】

- 障がい者が身近な地域でスポーツやレクリエーションに参加できるよう、地域におけるスポーツ事業の推進への支援体制づくりを進めるとともに、レクリエーション活動へのきめ細やかな支援を行うことにより、生涯スポーツの推進を図ります。

【競技スポーツの推進】

- 全国大会などに出場する個人や団体への報奨金の交付などを行います。
- 市民体育館でのリーグH(日本ハンドボールリーグ)の試合開催など、トップスポーツを観戦する機会の提供を図ります。また、トップスポーツの観戦機会と併せて、トップアスリートとの練習や指導など、市民と直接ふれあう機会の提供に努めます。

2.指導者、団体、企業等との協働の推進 に関する施策

【スポーツ関係団体の活動支援】

- スポーツ協会やスポーツ少年団への補助金の交付など、スポーツ関係団体の活動支援を行います。
- スポーツ関係団体との協働によるスポーツイベント・大会の開催などにより、スポーツ推進における連携強化を図ります。



【総合型地域スポーツクラブの支援】

- 地域スポーツ、レクリエーションの普及、コミュニティの形成を目的として、総合型地域スポーツクラブの活動場所の提供、情報発信等により市民の参加率の向上を図り、総合型地域スポーツクラブの活性化を促進します。

【スポーツ推進を支える人材の育成・支援】

- スポーツ推進のための指導や助言、モルック、ボッチャ等のニュースポーツの紹介や普及、地域のスポーツ活動の推進を担うスポーツ推進委員の活動を促進します。
- スポーツの楽しみ方やスポーツへの興味・関心がわくような指導、健康・体力づくりのための運動や競技スポーツの指導ができる指導者の育成・支援を行います。

【企業、スポーツチームとの連携】

- 市内及び近隣市で活動している企業や、スポーツチームと連携し、市民がスポーツを行うための場を充実させるほか、観戦の機会の提供を図ります。

3.スポーツ環境の充実 に関する施策

【スポーツ施設の充実】

- 既存のスポーツ施設の維持管理を行っていくとともに、破損、消耗した設備や用具の更新など、利便性の向上を図ります。
- 利用時間の区分や、使用料の見直しなどにより、スポーツ施設の利用促進を図ります。

【身近なスポーツ環境の充実】

- 学校施設の地域開放を継続するとともに、利用条件及び登録申請方法の見直しや、空調設備等の施設の整備を行い、利便性の向上を図ります。
- 市内の自然や歴史文化にふれながらウォーキング・散歩を楽しめるような、ウォーキングコース・エリアの設定を検討します。
- 公園グラウンドの防球ネットやフェンスの点検・修繕など、市民がいつでも安心・安全にスポーツを楽しめる環境の充実を図ります。

4.スポーツ情報の効果的な発信 に関する施策

【スポーツに関する情報・ニーズの把握】

- スポーツ関係団体の活動状況や市内でのスポーツに関係する取組状況を把握するとともに、スポーツ推進に関する課題を分析します。
- 継続的に市民のスポーツに関するニーズを把握するために、市民意識調査の実施や市民体育館でのアンケートなどを実施します。

【多様なスポーツ情報の発信】

- 市の広報紙「広報ちりゅう」やホームページ、知立市公式LINE等を通じて、スポーツ教室・イベントなど様々な情報を積極的に発信します。
- スポーツ推進委員やスポーツ関係団体などの活動状況をPRし、団体等の認知度の向上を図るとともに、活動意欲の維持向上、活動の活性化を図ります。

計画の推進体制

市民に「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しんでもらうため、スポーツ推進委員やスポーツクラブ・団体、健康ボランティアや健康推進員、庁内関係部局との連携を強化し、協働により取り組みを推進していきます。

さらに、2005 年(平成 17 年)より学校教育や生涯学習の分野で相互に連携を図っている愛知教育大学と協働でスポーツの講座や体験教室を開催するなど、さらなる連携・協働を進めます。

評価・見直し

計画を着実に実施するため、計画の中間年である 2029 年度(令和 11 年度)には、数値目標として掲げたスポーツ実施率のほか、事業の進捗状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行います。

市民体育館



モルックの指導



知立市民大運動会



リーグHの試合(日本ハンドボールリーグ)



第 2 次知立市スポーツ推進計画
令和 7 年 3 月策定

知立市教育委員会 教育部 生涯学習スポーツ課
〒472-0023 知立市西町草刈 10-5
電話 0566-82-5151